



大仙市



子育てファミリー支援事業

第3子以降の子どもが生まれた世帯に
子育てサービス事業の利用費用の一部を助成！

対象者

第3子以降の子が生まれ、
その子を含む3人以上の子どもを養育している方

助成金額

15,000円（一世帯あたり単年度上限額）

対象サービス

次の①～⑦の事業を利用する費用のうち、就学前の子どもに係る費用

①	子育て短期支援事業	保護者が疾病等で養育が困難な場合、お子様を児童福祉施設で一定期間（最長7日）お預かりします。
②	一時預かり事業	保護者が疾病等で一時的に保育できない場合、お子様を保育所等でお預かりします。
③	病児保育事業	お子様が病気の回復にいたらない場合、あるいは病気回復期にあり、集団保育に適さない場合、病児保育施設でお預かりします。
④	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手助けがほしい人と子育てのお手伝いをしたい人との間で、育児の相互支援を行います。（保育施設・児童クラブへの送迎、保護者の病気や急用時の預かりなど）
⑤	任意の予防接種事業	季節性インフルエンザワクチン、おたふくかぜワクチン等の予防接種。
⑥	子育て用品購入事業	ミルク（乳児用調製粉乳）、フォローアップミルク、おむつ、おしりふき、ポリ袋（おむつ処理用）、チャイルドシート
⑦	家事代行利用事業	子育て中の家事等が忙しい時に、洗濯、掃除（エアコン、レンジフード、換気扇掃除も可）、買い物等を専門のサービス業者が代行します。 ※利用される際は事前に子育て支援課までご相談ください。

◇申請については裏面をご覧ください。

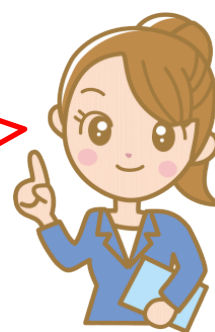
➤ 申請について

1. 対象者が①～⑦の対象サービスを利用したものに対して上限額15,000円の助成を行います。
2. 利用した子どもの氏名及び金額が分かるもの（※領収書等）、印鑑、助成金の振込み先となる口座番号が分かるものをお持ちになり、大仙市役所子育て支援課または各支所市民サービス課で申請をしてください。

※⑥のサービス利用につきましては申請時、助成対象となる商品を購入したレシート（商品名、購入日が記載されているもの）をご持参ください。

※⑦のサービス利用につきましては利用日や内容（内訳や明細）が記載されているものをご持参ください。
3. 申請は年度に1回となりますので、複数のサービス利用がある場合はご注意ください。
4. 申請後、助成が決定した場合には市より交付決定通知書を送付するとともに、助成金を口座にお振込みいたします。
5. 申請期限は利用した年度の3月末日となります。

大仙市ホームページに子育て応援ハンドブックを掲載しておりますのでご活用ください！



【お問い合わせ】

大仙市役所こども未来部子育て支援課 0187-63-1111

または各支所市民サービス課